



Title	報告4 1930年代広東省土地調査事業と郷の境界画定 : 「村の土地」の存否をめぐって
Author(s)	片山, 剛
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニュースレター. 2008, 3, p. 31-50
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/26992
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

報告 4

1930 年代広東省土地調査事業と郷の境界画定： 「村の土地」の存否をめぐって

片山 剛

はじめに

表題にいう「村」を、本稿では「最末端の公法的地域単位」あるいは「最末端の行政区画」として扱う。日本の場合なら、近世村（領主の検地によって、その地理的範囲がほぼ決定）を想定している。中国の場合には、1949 年以前の「行政村」や「郷」を想定しており、「自然村」は扱わないことをお断りしておきたい。

さて、旗田巍氏は、国民党の北伐直後の河北省における村¹界整理計画に言及し、1929 年 3 月、村政に関する多数の章程が公布され、そのひとつに「河北省村界整理章程」があることを紹介している。そして当該章程に、①「村民の土地」（村民の所有地や耕作地）とは関係させずに村界を画定する。換言すれば、属人主義ではなく、属地主義を採用する；②飛地解消のために線で村界を区切る；③政府公認の村界とする；④村界は村の「管轄域」を意味する；等が窺える点から、近代的村界の確立をめざす規定と性格づけた。ただし、本章程は公布されたが、その実施については、政府も農村も無関心であり、旗田氏も参加した満鉄調査において、その実施の跡はまったく確認できないと述べ、華北における「村の土地」の不在を指摘した〔旗田巍 1973〕。

ところで、1930 年代前後、特に国民党が土地調査事業を進めていく過程では、旗田氏が紹介したように、少なくとも制度や理念の方面では、公権力が「村」の管轄域を設定していくとする動きが顕著に見られる。その際、華北のように、管轄域が結果的には設定されなかった事例もあるが、実際に管轄域が設定された事例については、さしあたりの問題設定として、①その時点ですでに管轄域は存在していたか；②それとも公権力が関心をもつことで、初めて管轄域が設定されたのか；③あるいは管轄域は存在したが不明瞭であり、公権力が明瞭にしたのか；を考えることができる。また、この問題を考えていく時には、管轄域の質も問う必要がある。すなわち、ある「村」は、その管轄域内の土地に対する全面的支配権をもつのか、それとも一部の支配権のみなのか、そしてその一部とはどんな権利なのか、である。本稿では、以上の問題を 1930 年代前半の広東省を対象に検討することにしたい。

1. 郷の境界について

1930 年代前半の広東省農村に関する基礎事項を整理しておくと、まず土地区画の諸レベルは〈省——県——区——郷・鎮——段——各筆農地〉である。また地方行政単位の体系は〈省政府——県政府——区公所——郷・鎮公所……旧行政村²〉である。

¹ ここにいう「村」は行政村を指す。

² 行政村は、1929 年の区郷鎮自治法によって、地方行政区画としての正式な位置を失うが、実際には、郷の下位単位としての機能を持ち続ける。

さて、筆者は 10 年ほど前に、民国後半期における珠江デルタの「郷」に関する領域や境界線について、『順徳県民国時期行政区域沿革档案材料選編』(順徳県档案館編印、1983 年。以下『档案材料選編』と略す) を利用して、次のように書いたことがある [片山剛 1996, pp. 166-167]。なお引用にあたり、文意が変わらない範囲で、不要な注や字句を省いた。

----- 以下、片山剛 1996 からの引用 -----

民国後半期の郷に関する史料は乏しく、その境界・領域の有無や性格については未詳な点が多いが、本節では、次節で村のそれを考える参考として紹介することにしたい。『档案材料選編』の「三。区、郷（鎮）体制変革及一些村、坊的劃界帰属」の第七款「一些村、坊的劃界帰属」(p. 58) 所収資料から、その第一項を紹介しよう。

史料 A：「陳村、赤花郷画界」（原載は『華僑日報』民国 23 年＝1934 年 8 月 14 日付）

順徳三区陳村、赤花両郷、壤地交接、現測量土地開始、両郷当局、特于昨日会同辺界業主、親往広隆囲踏勘。由両郷長副商定以小河為界、如属于參差不齊者、則互相調換、使而統治、将来並堅立郷界、以杜争端。（句読点は中国式）

ともに第三区に属し、地続きである陳村郷と赤花郷との境界画定に関する記事である。双方の郷長・副郷長の相談によって、境界線と呼び得る小河川（名称不明であるが、広隆囲内を通っていると推測される）で、両郷を区切ることが決定された。しかし、今回の郷界画定以前においては、この小河川で両郷の土地が整然と区切られていたのではなく、小河川を挟んで相互に土地の出入りや、飛び地があることが想定されている（「如属于參差不齊者」）。すなわち、赤花郷の土地が此岸側に多く存在する場合でも、彼岸側にも若干存在するのである（陳村郷は、その逆）。そこで、対岸の土地を相互に交換して、各郷に「統治」させる（行政的管轄域とする意味であろう）。ここで小河川を境界とする理由は、境界を単純明瞭な線によって固定することで、両郷の土地が交錯している状況で生じやすい「争端」を防ぐことがある。

以上から、1934 年以前にも、各郷に帰属する土地があり、郷が領域を有していたことは判明する。しかし、何を帰属基準としていたかは不明である。また、「統治」の語から、今回の境界画定が郷政運営と関係することは推測できるが、具体的目的（村費徵収等が考えられるが）も不明である【注 12】。不明な点はあるが、郷界の画定が実施されているのは、華北（旗田 73 [旗田巍『中国村落と共同体理論』岩波書店、1973 年刊を指す]、p. 113）と異なる点として注目できよう。

【注 12：行政的管轄域とする点、「辺界の業主」を立ち会わせている点から、これが郷の諸費用を土地所有者に課するための郷界画定である可能性を否定できない。ただし、郷の耕作権をめぐる争議である可能性もある。】

----- 以上、引用おわり -----

いま史料 A を読み返すと、境界画定の処理が土地測量を伴う形で、1934 年 8 月 13 日（史

料 A が掲載される前日) に実施されていることに注意したい。なぜなら、この境界画定や土地測量が、広東省民政庁所管の土地調査の一環として実施された可能性があるからである。ここで『地政月刊』所載の論文「広東省土地測丈及登記」³を見ると、当時、民政庁測量隊のうち第 15 隊が順徳県に派遣されて測量実施中であったことがわかる。そして、民政庁が土地調査事業のために制定した「修正広東省土地編号申報調査弁法」(1933 年 7 月 31 日広東省政府委員会で議決承認) の第 3 条には、次のようにある。

史料 1 :「修正広東省土地編号申報調査弁法」第 3 条 (「広東省土地測丈及登記」, 『地政月刊』第 2 卷第 9 期, 1934 年 9 月, pp. 2010. 所収)

郷・鎮公所は、〔民政庁派遣の〕測量隊が該郷・鎮に到着して工作する時には、測量隊長と一緒に〔規定に〕照らして自治区域を画定し、郷・鎮や〔その下位レベルの〕段の各境界線の標識を立てなくてはいけない。もしその境界線が甚だしく混乱している場合には、関係する郷・鎮の長と会同し、方法を講じて画定しなくてはならない。新たに画定する場合の境界としては、道路・水路・河川・分水嶺およびその他境界線の基準として十分なものを選んで画定する。

すなわち、史料 A に登場する「現測量土地開始」は、第 15 隊による測量開始を指し、「由両郷長副商定以小河為界」や「将来並堅立郷界」は、「修正広東省土地編号申報調査弁法」にもとづく処理と推測できる。この事例によれば、郷と郷の境界は、従来、必ずしも“線”によって区切られておらず、出入りや飛び地が存在した。しかし、民政庁所管の測量実施を契機として、郷の境界が「道路、溝渠、河川、分水線」などの“線”で区切られるに至ったのである。ただし、境界線の画定以前に、各郷の領域が何を基準として決められていたのかについては、依然として明確な答えが得られない。

ところで、前掲の「広東省土地測丈及登記」には、「これまで郷・鎮は畠捐や鋪租を徴収して〔郷・鎮財政の〕経常費としていた」(p. 1989) とある。これによれば、鎮と主に関係する鋪租についてはひとまず措くとして、畠捐 (= 田畠捐) と郷との関係を考えるならば、次のような仮説を構想することができる。すなわち、ある郷が畠捐を課すのは、その郷の財政収入のためである。そして、ある郷が畠捐を課す地理的範囲は、その郷が管轄域内としている範囲である、と。つまり、郷の管轄域を、郷公所が独自に税捐⁴を課す地理的範囲として理解できるのではないか、ということである。この仮説によれば、郷が畠捐を課す地理的範囲 = 管轄域の広さが、その郷の財政収入と関係することになり、郷は管轄域 (や

³ 「広東省土地測丈及登記」(『地政月刊』第 2 卷第 9 期, 1934 年 9 月) pp. 2013-2014。記事中に、順徳県にすでに土地局が設置され、民政庁測量隊の第 15 隊が派遣されている、とある。

⁴ この場合、郷が課す「税捐」のなかに、元来は国税であった税糧 = 田賦は含まれていない。なぜなら、田賦の納入・徴収のシステムと畠捐のそれとは、いちおうは別系統として考えるべきだからである。土地所有者が田賦を納入する際に、田賦附加税が徴収されるのは、同一の納入・徴収系統だからである。しかし畠捐の納入が、田賦附加税と同じく、田賦納入時に行われるとは限らない。民国期の税捐は「苛捐雜税」として知られているが、それぞれの税捐の納入・徴収系統がどうなっていたのかについては解明されていない。

境界線)を意識せざるをえないであろう。そこで以下、郷財政の問題とも関連させて、1934年の広東省高要県の事例を紹介したい⁵。

2. 高要県農村における郷の境界画定

(1) 概況

広東省では、蒋介石と対立する陳濟棠等のいわゆる西南派が1928年から36年まで実効支配していた。陳濟棠は、1933年10月に土地調査事業(「田畠調査」)のプランを採択し、実施していく。このプランには、民政庁のそれと財政庁のそれの2種類がある。民政庁のプランは、三角測量等の本格的測量の実施を伴うものであるため、測量の専門家養成等に時間がかかり、全省的にただちに実施することは困難なので、省内の一部地域を対象に開始し⁶、漸次その範囲を拡大していくことになった。財政庁のプランは、田畠調査の現場レベルでの業務を郷に委託する方法で、各郷が自己の管轄域内に所在する土地について、一筆ごとにその所有者(「業主」)や借地者(「佃農」)から、田地に関する情報を自己申告させるもの、つまり、測量の専門家を必要としない方法であった。そこで、ただちに全省的実施に移された。ただし、田畠調査の最終目標を民政庁のプランの実施におく点は、省政府内の共通理解であった[片山剛 2006]。

財政庁のプランにもとづく田畠調査が実施されていくと、郷レベルにおける境界争議が起きてくる。かかる事例のひとつに、高要県第八区に所属する金渓郷と白藤岡郷⁷との1934年の境界争いがある。境界争いの問題に入る前に、関係する制度や地名等について、必要な範囲で説明をしておきたい。1928年、国民政府は県市村里制自治法を颁布し、29年に区郷鎮自治法に改正する。この規定は、25戸で1里をつくり、40~100里で1個の郷あるいは鎮とし、20~50郷・鎮で区とする。県に参議会を、区、郷・鎮に公所を、里に里長を置く、というものである。その結果、高要県の場合は、1県9区64郷鎮となった⁸。

〈金東囲〉金渓郷と白藤岡郷はいずれも金東囲という堤防内に所在する(図1)。後段の史料3でも金東囲に関する説明が出てくるが、ここでも少し説明しておこう。1940年代の史料によれば⁹、金東囲(旧名は金渓隄)は、元の至正元年(1341年)に、郷人の杜必昌らが築いた。堤防の全長は4,770丈(53,519市尺)=約16km。囲内の人口は21,000人で、農地は13,066畝(12,040市畝)=約870ha。囲内に所在する旧行政村は全部で17村。そのうち11村が旧清平約所属で、6村が旧金渓約(当時の金渓郷)所属である。なお、白藤岡郷は旧清平約所属で、金東囲のなかでも最も地勢の低い場所に所在する。

⁵ 1931年の広東省順徳県の事例も扱う予定であったが、時間等の関係で論及することができなかった。

⁶ 史料Aで紹介した事例がこれにあたる。

⁷ 白藤岡は、白騰江、騰岡、騰江とも呼ばれる。「藤」と「騰」、「岡」と「江」は各々広東語で同音である。現在は金江と呼ばれる。

⁸ 民国36(1947)年序『高要県志初編』卷二、地理、「三. 区郷之分割」、p.36.

⁹ 民国36(1947)年序『高要県志初編』卷11、隄防、囲隄表、p.537.

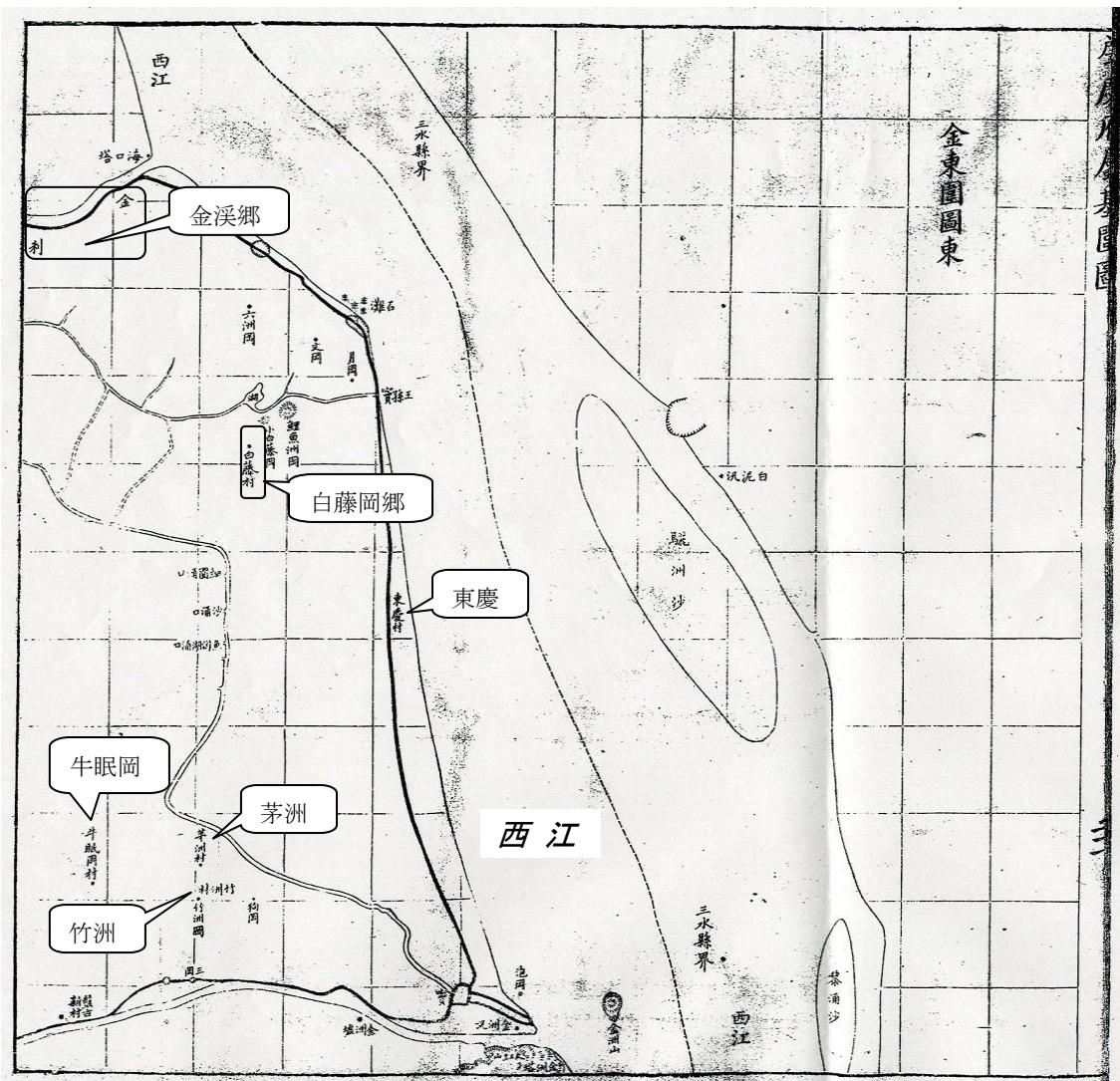


図1 金東囲囲東（下の図は白藤岡郷=白藤村付近を拡大したもの）



〈清平約と白藤岡郷〉後段の史料3でも言及されているように、第八区は、元来、5つの約から構成されていた。このうち本稿に関係するのは清平約と金渓約である。1934年11月の史料¹⁰によると、清平約について、次のように説明されている。すなわち、公民数は3,000人前後で、約という団体を結成してから100年余りの歴史がある。1928~31年に「郷事会」や「建設委員会」を組織する時も、第八区の他の約と同じく、清平約も一個の約全体で「郷事会」や「建設委員会」を組織した¹¹。しかし「第一届籌備選挙」の時（1932年か）に、清平約の人々は、清平約を26個の郷に分割した。そのため、1個の郷が管轄する里の数は、多くても7~8個とか、4~5個になってしまった（前述のように1郷=40里が最低基準である）。羅客西郷などは2里しかない郷である。それでは郷政運営に不便なので、1934年7月31日に旧清平約所属の各郷の郷長等が集まり、併合することを議論した。しかし騰江（=白藤岡）郷・横洲郷・要古中西郷（要古西郷の誤記か）はそれぞれ1個の郷を維持することを選択した。他の23個の郷は合併に賛同し、統合して「清平二十三村聯郷」という名の郷とした¹²、と。しかし1947年までには、旧清平約の構成に戻り、計30個の旧行政村を管轄する清平郷となっている。この30村のうち、金東囲に所在する村は、①東慶、②淳村、③武竹洲=竹洲、④茅洲、⑤眠江=眠岡=牛眠岡、⑥渤洲、⑦墨江=墨岡、⑧望心、⑨谷基=穀基、⑩騰江=白藤岡、等の11村である¹³。つまり、騰江郷（=白藤岡郷）は旧清平約所属の行政村であったが、1932年に一個の郷として独立し、1934年7月時点でも独立の郷であった。

〈金渓郷〉金渓郷の構成は旧金渓約のそれを引き継いでおり、計10個の旧行政村を管轄する。そのうち、金東囲に所在する村は一甲村、二甲村、三甲村、四甲村、五甲村、六甲村の計6村である（図2）¹⁴。

（2）1934年の境界争い

史料2：民国23（1934）年5月26日付、高要県の県長馬炳乾から第八区公所の区長黃有年宛の訓令「令第八区公所秉公調處白藤岡郷與金渓郷互争田畠区域文」（『高要県政公報』第10期、民国23（1934）年6月1日、貢財政80-81）の吳魯賢報告。

注：●は「米」+「ト」に見える。「佃」の意味か。

◆1934年5月頃の白藤岡郷の郷長謝鉅華の主張（史料2-①の抄訳）

第八区は、もともとは中、東、西、金渓、清平の五約に分かれていた。わが白藤岡郷は、以前は清平約に所属する〔一個の行政村であった〕。しかし一昨年（1932年）、自治を実施するために、里数の関係で、改称して〔一個の独立した〕郷となった。本

¹⁰ 「令知對於該區羅客東等二十三郷合併為清平二十三村聯郷一案、現奉府令應准合併、仰轉飭知照文」『高要県政公報』第15期、民国23（1934）11年月1日、自治pp.115-117。

¹¹ 郷事会=郷であり、清平約全体で清平郷を組織したことを意味する。

¹² 旧清平郷所属の26郷が全部参加しないので「清平郷」と名乗らないのであろう。

¹³ 民国36（1947）年序『高要県志初編』巻2、地理、「三. 区郷之分割」、pp.48-49、および巻11、隄防、pp.536-538. 11番目の村は不明。

¹⁴ 民国36（1947）年序『高要県志初編』巻2、地理、「三. 区郷之分割」、pp.48-49、および巻11、隄防、pp.536-538.

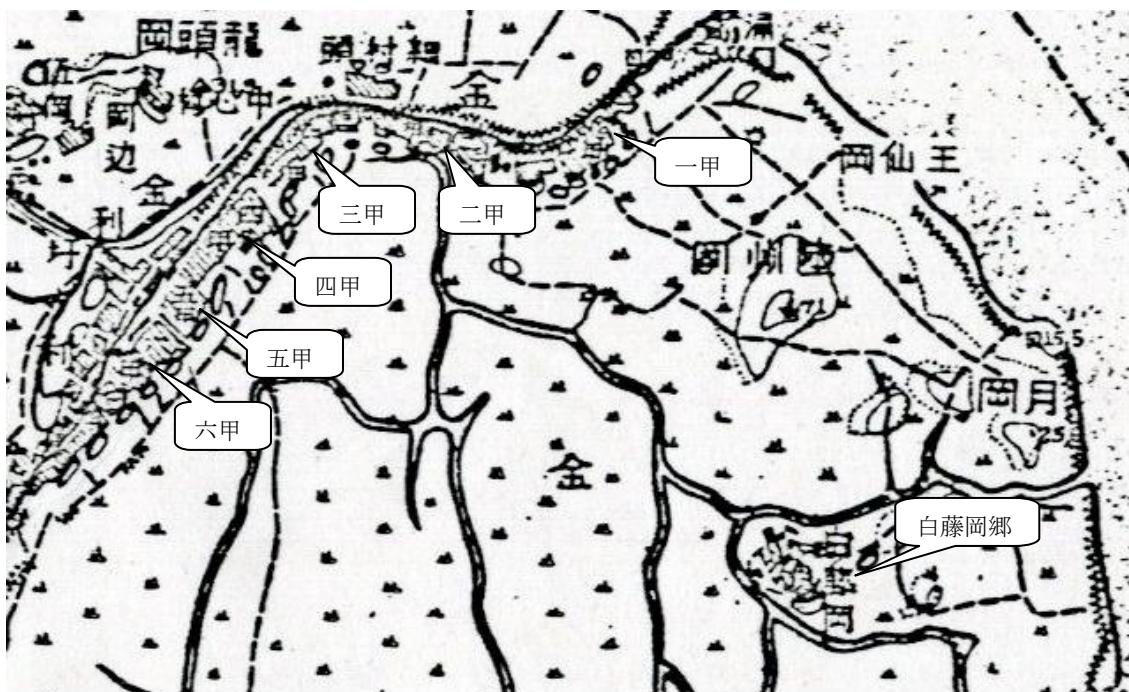


図2 金渓郷一甲・二甲・三甲・四甲・五甲・六甲と白藤岡郷の各集落

年（1934年）、命令を受けて田畠調査を実施しようとして、〔田畠を〕段に区切って〔目印の〕標識を〔各筆の土地に〕挿し、九人で手分けをして〔田畠調査冊の〕報告作業を行っていたところ、隣の金渓郷一甲の黄志甫、二甲の黄満泉、三甲の黄伯琅等が突然、わが郷が所有（「管有」¹⁵）している田・塘（池）すべてに、金渓郷が田畠調査を行う対象であることを示す標識を挿し、わが白藤岡郷の業主に対して金渓郷の各甲に来て田畠調査票に記入するよう強制した。

わが白藤岡郷と〔金渓郷の〕一甲・二甲・三甲とは、昔は同じく約ではなかつたし、今でも同じ郷ではない。白藤岡郷〔の集落〕と、〔金渓郷の〕一甲・二甲・三甲〔の各集落〕とは4~5里（2~2.5km）離れており、白藤岡郷と金渓郷とは天然の地形を境界線として区切られている。白藤岡郷の集落の東側と北側には白藤岡郷の田畠が600余畠あり、金渓郷の一甲・二甲〔の田畠〕と接している。西側と南側には白藤岡郷の田畠が600余畠あり、金渓郷の二甲・三甲〔の田畠〕と接している。ただし白藤岡郷の田畠と金渓郷の田畠とがわずかに相互の境界内に混入している¹⁶が、一・二・三甲は「己田」のみを自己の郷の田畠調査冊に記入すべきであり、越境してわが白藤岡郷の田畠を調査する道理はない。

白藤岡郷〔に帰属する、集落〕周囲の田畠は合計1,200余畠あり、数百年来、すべて「自置自耕、自戸自税。業非一二三甲之業、主非一二三甲之主、●非一二三甲之●」

¹⁵ 「広東財政厅訂定各県編造地籍征税冊簡章」（『高要県政公報』16期、1934年12月1日出版、財政、pp. 7-69では、「管有人」＝「業戸」、すなわち所有者の意味で用いられている。

¹⁶ 「相互の境界内にわずかに出入りや飛び地がある」という意味であろう。

である（白藤岡郷の住民が購入して所有し、かつ白藤岡郷の住民が経営耕作しており、また田賦＝土地税の納入についても自分たちの戸を通じて納入している。つまり、その田畠は一・二・三甲の管轄域内に所在していないし、その田畠の所有者も一・二・三甲の人ではないし、それを借地している経営耕作者も一・二・三甲の人ではない）。

これは 1934 年 5 月頃の白藤岡郷の主張である。その内容は、白藤岡郷の集落周辺の土地 1,200 畠は該郷の管轄域であり、その根拠は「自置自耕、自戸自税」、つまり、この 1,200 畠の所有者、経営耕作者、土地税の納税者のいずれもが該郷の住民であることに求めている。すなわち、属地主義ではなく、属人主義にもとづく主張といえよう。

ところで、史料 2 によれば、当時、白藤岡郷では田畠調査が進行していたという。『広東省田畠調査冊』には幸いに、騰岡郷（＝白藤岡郷）の田畠調査冊がある。それによると、該郷の土地は全部で 49 個の段（土名。土名は日本の字に相当する）に分けられている（図 3）。最も早い調査日は、第 1 段の 1934 年 5 月 5 日である（図 4、図 5）。したがって、史料 2 に見られる主張をした時には、確かに田畠調査を行っていた。それ以外の 48 段は 6 月に行われ、最も遅い調査日は 6 月 20 日となっている。調査冊として完成・提出されたのは同年 8 月である。この田畠調査は、白藤岡郷の管轄域を示すものもあるから、5 月～8 月において、白藤岡郷はこれら 49 段に所在する土地の大部分を該郷の管轄域と考えていたことになる¹⁷。

全 49 段のうち、苗代 155 筆を除く耕地（「田禾」）の総筆数は 1,984 筆。そのうち白藤岡郷に対して申告された筆数は 1,670 筆で、その面積は計 1,600 畠。毎筆あたり平均 1 畠となる。申告された筆数 1,670 筆のうち、業主＝所有者が白藤岡郷の住民であるのは 1,500 筆ほどである。史料 2 の 1,200 畠は田畠調査の開始早々の概数なので、大きな矛盾はないといえよう。そして、白藤岡郷に申告された土地について分析すると、その大部分は、自耕農であれ佃農であれ、その土地の経営耕作者が白藤岡郷所属の農民である¹⁸という事実を明瞭に検出できる¹⁹。したがって史料 2 の主張と考え併せると、1934 年 5 月～8 月の白藤岡郷は、属人主義（第一に経営耕作者がどの郷の者であるか、第二に所有者がどの郷の者であるかの基準）にもとづき、該郷の管轄域は全部で 49 段、概数として 1,200 畠と考えていたことになる。

しかし史料 2 に見えるように、金渓郷との間で訴訟が起り、高要県長からの訓令を受けた第八区が調停を行うことになった。だが調停は不調に終わったらしく、最終的には、広東省民政府から視察の呉魯賢が派遣され、その調査と処理案が民政府に提出されることになる。史料 3 が呉魯賢の調査結果と処理案である。

¹⁷ 「白藤岡郷の田畠と金渓郷の田畠とがわずかに相互の境界内に混入している」とあるから、全部とは考えていないようだ。

¹⁸ 東慶村農民が「自耕」（所有かつ経営耕作）する 17 筆の耕地は白藤岡郷に申告されている。しかし、そのほかの郷ないし村の農民が経営耕作する耕地は、白藤岡郷に申告されていない。

¹⁹ 換言すれば、300 余筆の耕地を経営耕作する他の郷や村の農民の大部分は、白藤岡郷に申告していないことになる。

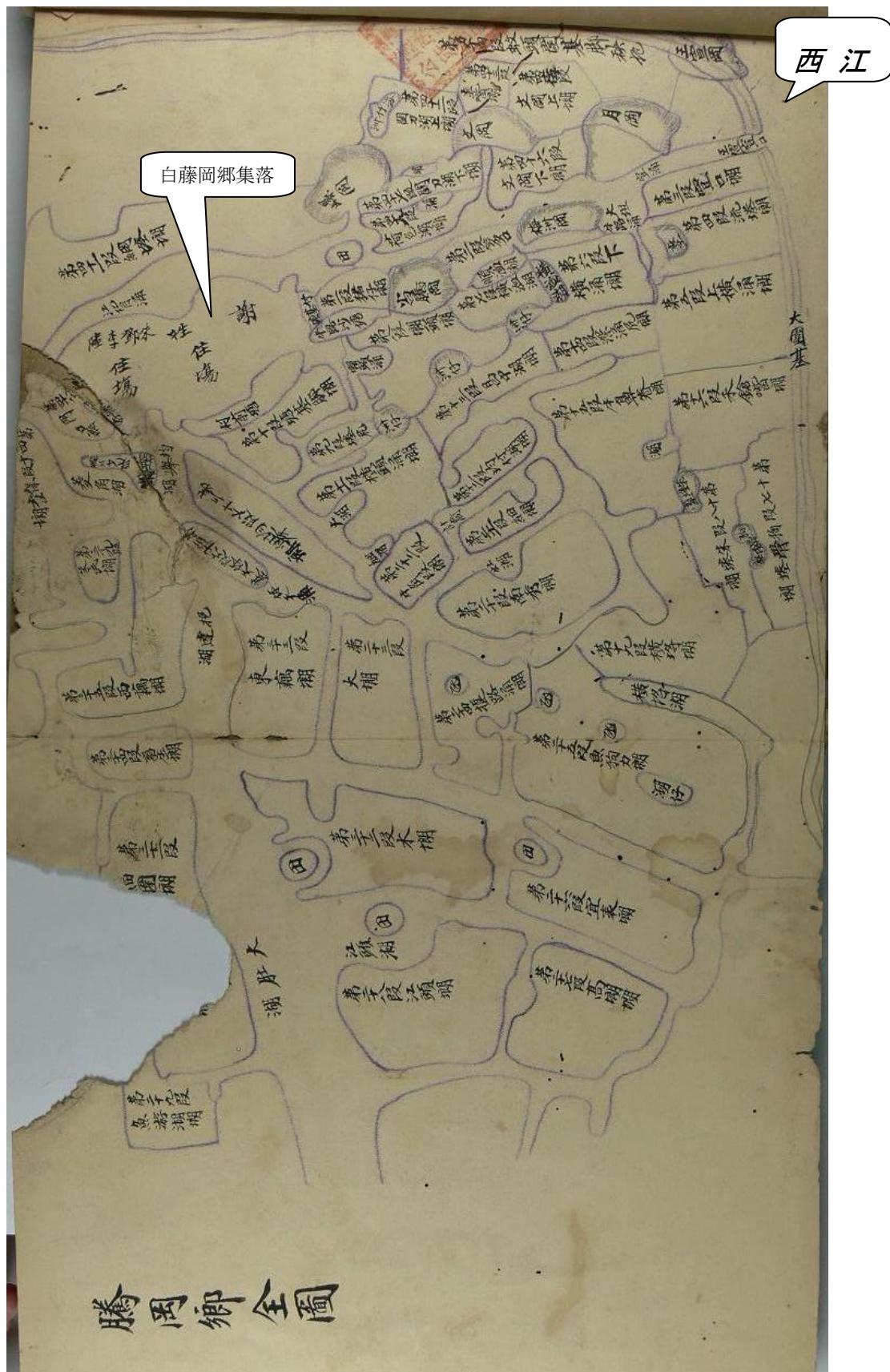
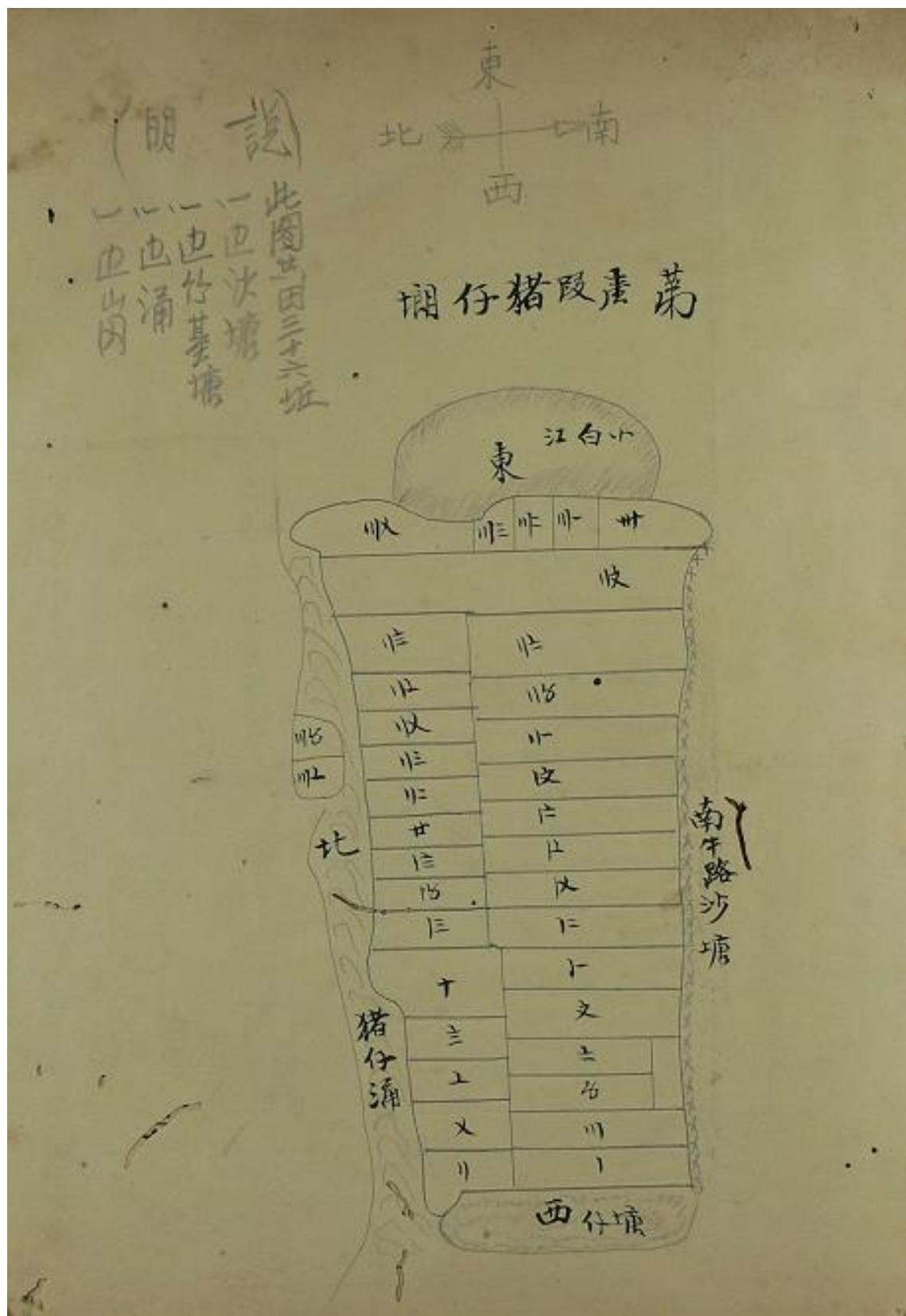


図3 白藤岡郷（騰岡郷）全図（田畠調査冊より）



高要縣第八區 謄 决 鄉 田畠調査冊									
管 計	鄉	段號	地目	面積	調 査 員				
岡 騰 鄉	岡 騰 鄉	第一 號	田 地 在	每 畝 面 積	謝 順 時	國 二 十三 年 五 月 五 日	現 地 圖 件	現 地 圖 件	現 地 圖 件
第十 號	第一 號	第一 號	田 地 在	每 畝 面 積	謝 順 時	國 二 十三 年 五 月 五 日	現 地 圖 件	現 地 圖 件	現 地 圖 件
朱仔 棚	朱仔 棚	朱仔 棚	朱仔 棚	朱仔 棚	朱仔 棚	朱仔 棚	朱仔 棚	朱仔 棚	朱仔 棚
田 禾	田 禾	田 禾	田 禾	田 禾	田 禾	田 禾	田 禾	田 禾	田 禾
一 畝 至 五	一 畝 至 五	一 畝 至 五	一 畝 至 五	一 畝 至 五	一 畝 至 五	一 畝 至 五	一 畝 至 五	一 畝 至 五	一 畝 至 五
三 十 九	三 十 九	三 十 九	三 十 九	三 十 九	三 十 九	三 十 九	三 十 九	三 十 九	三 十 九
斗 谷 至 石	斗 谷 至 石	斗 谷 至 石	斗 谷 至 石	斗 谷 至 石	斗 谷 至 石	斗 谷 至 石	斗 谷 至 石	斗 谷 至 石	斗 谷 至 石
之 星 謝	尤 廷 謝	錫 天 謝	羣 錫 謝	時 冠 謝	時 冠 謝	錫 謝	尤 廷 謝	長 帶 謝	謝 順 時
岡 騰	岡 騰	岡 騰	岡 騰	岡 騰	岡 騰	岡 騰	岡 騰	岡 騰	岡 騰
自 耕	自 耕	自 耕	自 耕	自 耕	自 耕	自 耕	自 耕	自 耕	自 耕
西 造	西 造	西 造	西 造	西 造	西 造	西 造	西 造	西 造	西 造

図5 白藤岡郷（騰岡郷）第一段の第一号から第十号の土地データ（田畠調査冊より）

史料3：「奉民政庁令發吳視察呈覆勘明高要第八区騰江（＝白藤岡）・金溪両郷争界案原呈一件連同図説飭即遵照辦理等因抄發原附各件転飭遵辦具報文」（『高要県政公報』第16期、民国23（1934）年12月1日、自治 pp. 125-129）。

注：「望◆」の◆は「土」+「歩」

◆吳魯賢が整理する金溪郷の人々の主張（史料3-②の抄訳）

元朝時代に、[いまの金溪郷の]先祖たちは、[いまの]清平郷²⁰の人々と一緒に金東囲（囲は堤防と堤防内の田地を指す）を建設した。その時に、金東囲の堤防と田地を10甲に分けた。10甲のうち、第1~6甲は金溪郷の持ち分とし、第7~10甲は清平郷の持ち分とした。また各甲内にある「涌源」（水源）、「望◆」（ガチョウやアヒルを放し

²⁰ 現実には清平二十三村聯郷を指す。

飼いできる権利?)、「寄庄谷」²¹等は、当該の各甲の収益に帰して、堤防を建設した時に投下した労働力への報酬とし、また今後における堤防の修理・補修のために用いることとした。そして囲の図面を描き、境界を分けた。こうして数百年間、なんら問題はなかった。〔金東囲の建設〕当時、騰江(=白藤岡)の集落はまだ存在していなかった。現在、騰江郷の集落が所在する場所とその集落の周囲の「涌源」「壘◆」「禾田」(耕地)とは、いずれも金渓郷に所属する土地である。現在、騰江は郷となっており、その力量も充実しつつあるが、家屋(「屋宇」)が所在する場所だけを騰江郷の領域とし、家屋より外側の土地は金渓郷の境域とすべきである。

金渓郷は、金東囲の開発時において、堤防の建設と保守について開発者間で決められた権利と義務を付与された地理的範囲を根拠に、金渓郷の管轄域を主張している。名称からみて、金渓一甲が金東囲の第一甲の権利・義務をもち、以下、金渓二甲が第二甲のそれを有するのであろう。そして、白藤岡郷=騰江郷の集落部分もその周囲もすべて、元来は金渓郷の領域である、しかし現在、騰江郷は一個の郷として独立しているので、集落部分については騰江郷の管轄域として認めるが、その周辺の土地は金渓郷の管轄域と主張する。

◆呉魯賢の判断 (史料 3-③~⑧) 注:★は「土」+「巻」-「己」+「土」

史料 3-③

歴史面については、金東囲を甲に分け、義務を分担し権利を享受しているのは事実である。金渓郷側の提示する歴史的経緯を事実とし、「騰江郷(=白藤岡郷)の家屋が所在する場所(すなわち集落部分)だけを騰江郷の管轄域とする主張は、「理由なきにあらず」とする。

史料 3-④・⑤

騰江郷の人は、その管轄域を呉魯賢に向かっては、49段全部ではなく、東は猪★墩²²(第18段)、西は朱氏塘(第39段)、南は藕塘壘(第33段の東藕塘壘と第35段の西藕塘壘)、北は新竇涌(集落のすぐ北側の水路)までと語る。その根拠として清代乾隆年間に高要県の知県楊が命令して作らせた碑文を挙げる。しかし、呉魯賢はこの碑文は疑問点が多く、証拠として採用しない。

史料 3-⑥

地勢面: 謄江郷には、謝姓、陸姓、鄧姓、朱姓等が居住している。謝姓の族譜には「謝姓の始祖は、明の正徳年間(1506~21年)に、水坑郷から三水県の謝遷村に移住し、ついで騰江に移住してきた」とある。現在、白藤岡郷の総人口は665人で、農業を生業としている。人口が600人に達している郷村の境域が、わずかに家屋の所在する部分だけで、その周囲に余地がないと、「自衛の方面」で差し支えがある。

²¹ 「寄庄谷(谷=穀)」の意味は未詳であるが、「涌源・壘◆・寄庄谷」という表現に酷似する「涌源・壘◆・禾田」という表現がある。耕地の収穫の一部を徴収する権利(後段の「囲料」と思われる)。

²² 図3では「猪★壘」になっている。なお、「壘」=「塘」の意味で使われている。

史料 3-⑦

経済面：白藤岡郷付近の「涌源」「壠◆」等の収益は従来、金渓郷が享受していた。ただし白藤岡郷が管轄域と主張する田地は、その周囲から水を得れば稻作に適している。

史料 3-⑧

以上（歴史、地勢、経済）を総合して、一つの折衷案を提出したい。〔金渓郷の境域を少し削り、〕白藤岡郷の家屋が所在する土地の外側に少し広大な土地を与えた。白藤岡郷の集落から東側の壠頭塘（第 8 段）まで、西北側の小涌まで、南側の塘基脚（第 10 段）および大塘（第 23 段の大壠）までを白藤岡郷の境域とする案である。なおこの境域内の「涌源」「壠◆」等の収益は、従来の習慣どおり金渓郷二甲が享受することとする。この案については、金渓郷は、白藤岡郷の集落の外側の土地を白藤岡郷に割くことになるので失望するであろう。白藤岡郷は境域がまだ狭く、かつ従来の慣習を打破できず、「涌源」「壠◆」の権利を享受できないことを不満に思うだろう。

視察の呉魯賢は、田地の所有者・耕作者・納税者が白藤岡郷の者である、という属人主義にもとづく白藤岡郷の主張を一切顧慮していない。これは史料 2-②における高要県知県馬の「耕田、業戸居住何郷、得以一律取銷」という見解と一致している。また呉は、金東園の建設という開発にかかわって分配された権利・義務の存在を史実とし、金渓郷がこの権利・義務を有する地理的範囲を尊重して、金渓郷の管轄域の範囲を考えている。そして原理的には、金渓郷が主張する「騰江郷（白藤岡郷）の境域はその集落部分のみ」は根拠のあるものとの認識をもつ。ただし最終的には、一個の郷（白藤岡郷）の存立のためには、特に「自衛の方面」のために、集落外の田地に一定の境域が必要であるという見地²³から折衷案を提出し、その集落外に一定の境域を与える案を提示する。

広東省民政庁長の林は呉魯賢の折衷案を採用し、この決定を高要県長の馬炳乾に通告し、馬は 1934 年 12 月 3 日に、この旨を第八区区長の黃有年に通告する²⁴。以上から、争点となった土地における所有者、経営耕作者、納税者の大部分が白藤岡郷の住民であったにもかかわらず、当該の土地を管轄域とするのは金渓郷と判定されたわけである。この点から、争点となった土地において金渓郷が有する権利（と義務）が、所有・経営耕作・納税とは関係のないものであること、すなわち、たとえその土地の所有者・耕作者等が変動しても、この権利を保持する郷（あるいはその下の旧行政村）は当該の土地に対する不動の権利を持ち続けていること、これがわかる。そしてこの権利が、堤防建設時に開発者の間で、堤防の建設の労力への報酬および建設後の堤防保守の義務に関連していることに注意しておきたい。

（3）「囲料」と「主管郷村」

次に、高要県における堤防に関してもう少し他の史料を見てみよう。

²³ この考え方の根拠については後述する。

²⁴ 史料 3 所収の広東民政庁訓令および高要県政府訓令。

史料4：民国36（1947）年序『高要県志初編』卷11、囲款、p.576。

吾が県の囲（堤防）はみな民隄にして、一切は、民自らこれを治む。平時の歳修（毎年の定期的補修）、遇険の搶救（洪水時の緊急出動）、決口の修復（決壊した堤防の修理）、すべて工費有れば、みな田畠より取給す。命じて囲料と曰う。囲料の徵収の法、或いは税（税糧額）に按じて起科し、或いは田禾（収穫物）を抽取し、各囲の弁法は同じからざりて、大抵その習俗による。《割注：各囲、もとは多く分段して管理す。（中略）下南囲も亦た各村の田畠の多寡を以て、基段の長短を分管す。}

史料4もまた、堤防内の土地がいくつかの持ち分に分けられ、それぞれの持ち分を持つ郷村が堤防の一部を管理する責任を負う慣習となっていることを述べる。そして、このように堤防内の土地に持ち分を有し、堤防の一部を管理するために持ち分の土地から囲料を徵収する権利をもつ郷村は「主管郷村」と呼ばれている²⁵。

以上から、高要県では堤防の建設・維持に關係して、堤防内の土地が郷（もしくはその下位に位置する旧行政村）を単位として、境界線によって区分されていたこと；主管郷村が持ち分内の土地に対してもつ権利は、堤防の維持に關係するものであること、換言すれば、所有権、經營耕作権、税糧納入義務とは無関係であることが判明する。つまり、白藤岡郷の農民が所有する土地の場合、その税糧については、白藤岡郷の農民が自分の戸を通じて納入し（「自戸自税」）、金渓郷の人々を媒介としない。しかし、その囲料については金渓郷に納入していたと推測される。したがって、金渓郷と白藤岡郷の境界争いの場合、広東省民政庁は、主管郷村が堤防内に持ち分としてもつ土地（囲料徵収範囲）を、基本的には該郷の管轄域と認定したことがわかる。ただし、これは郷の管轄域がどのように決まるかの一例にすぎず、ただちに広東省全体に普遍化することはできない。そこで、田畠調査等に關係する当時の広東省政府や県政府が制定した規定を検討してみよう。

3. 省政府および県政府の規定

つぎに掲げる規定は、広東省財政庁が主管官庁となって制定したものである。

史料5：「広東財政庁画一各県属郷鎮田畠捐征收章程」（『広東財政庁清理田賦方案』第二編、民国19年=1930年8月再版、pp.33-37）、民国19年=1930年2月ごろ制定。

第3条：各郷鎮は、農業・警・学及び自治事務を処理するために、田畠捐を民国19（1930）年度から徵収する。

第9条：田畠捐を徵収するときには、田畠がいずれの郷・鎮に属しているかを基準とし、佃戸あるいは業主・典主（質の債権者）を基準としない。たとえば、田畠は甲郷（鎮）の範囲内に所在するが、業主・典主あるいは佃戸は乙郷（鎮）に所在している場合は、その捐は甲郷に徵収させるべきである。反対に、田畠は乙郷

²⁵ 主管郷村については、民国36（1947）年序『高要県志初編』卷11、隄防、p.573、「一。各分畛域」の項、および同書、卷11、囲款、p.576、「下泰和囲」の項なども参照。

(鎮) の範囲内に所在するが、佃戸あるいは業主・典主は甲郷(鎮)に所在している場合は、その捐は乙郷が徴収させるべきである。

第29条：田畠捐の用途は以下の通りとする。(甲) 農業費30% (ポンプを購入して旱魃に備える。堤防を建設して水害を防ぐ。……)。(乙) 公安費30%。(丙) 教育費20%。(丁) その他の自治事務20%。(戊) 乙・丙・丁の三項の用途に余りが出れば、その余りは留保して、農業を改良する予備費とすべし。

第35条：田畠捐の徴収実施後は、各郷が以前に田畠に対して課していた、いかなる名目の捐も、また殷戸(金持ち)に対象に課していた捐や丁口を対象に課していた捐もすべて廃止する。

第36条：各郷・鎮は、田畠捐を徴収するのに、自ら所(田畠捐徴収所)を設置して徴収しなくてはならない。県の徴糧處(土地税である税糧=田賦を徴収する機関)が、税糧を徴収する際に、付随して田畠捐を徴収させない。

まず、郷・鎮における農業・自衛(「警」)・教育(「学」)と一般郷政の運営のための財源として、郷・鎮が田畠捐²⁶を徴収できることを規定している(第3条、第29条)点が注目される。その代わり、以後は、「殷戸」や「丁口」に課していた捐を廃止し、また田畠に対しては田畠捐以外の科派を禁止している(第35条)。ここで、自衛費(「公安費」)が想定されていることに注意したい。この点から、呉魯賢が白藤岡郷の「自衛」のために、その集落の外側の土地を与えるべきと提案した理由が推測できよう。つまり、白藤岡郷が郷の財源を得るには、田畠捐を課すための田畠=耕地が必要である。しかし原則的には正しいとする金渓郷の主張を全面的に認めれば、白藤岡郷には田畠捐を課す土地がなく、自衛費を捻出できずに、一個の郷として存立できなくなる。そこで、集落外の耕地を白藤岡郷に与えるべきと判断したと推測される。

また、郷・鎮が田畠捐を徴収する地理的範囲については、属人主義ではなく、属地主義にもとづいて(第9条)、すでに画定されていることが前提になっている。その場合、第35条によれば、郷・鎮はこれ以前より田畠捐を課していたことが推測されるから、ある郷・鎮が従来、属地主義にもとづいて田畠捐を課していた範囲を郷・鎮の範囲として想定していることになる。ただし、各郷・鎮がどのような基準にもとづいて田畠捐の科派範囲を決めていたのかは、この規定だけではわからない。なお、田畠捐の徴収体系は、県の税糧の徴収体系とは別にすることを規定している(第36条)。これは、一筆の土地から種々の税・捐が徴収される場合、税糧徴収の体系のみしか存在するのではなく、それ以外の徴収体系が存在することを示唆している。

つぎに、田畠調査そのものを実施するために鶴山県政府が制定したつぎの規定を見よう。

²⁶ 田畠捐は地価毎畠150~100元なら年0.3元、100~50元は0.2元、50元未満は0.1元(第15条)。なお、1933年4月に改正された「修正田畠捐章程」では、地価の100分の1を上限としている。

史料6：「鶴山県田畠調査細則」（『鶴山県政公報』1935年6月、本県法規、pp. 31-39）1933年後半～34年1月頃の制定と推測。

第3条：属地主義を採り、属人主義は採用しない。郷が「田畠調査」を担当する範囲（＝郷の管轄域）は、問題となる土地の業主、佃農、典按主がどの郷の人かは考慮の外におく。

第16条：郷の管轄域は、「以前に、慣習にもとづいて」決められている。今回の田畠調査における各郷の調査範囲は、そのすでに決められている管轄域による属地主義を採用する。郷の管轄域について争議が起きた場合には、「県志」「碑記」「土地の売買契約書の記載されている地名がどの郷に属すか」「日常の慣習において、どの郷が派捐しているか」等を境界線画定の証明とする。…区、県の調停で解決しない場合には、最終的には広東省の財政庁・民政庁が決定する。

第17条：郷の境界は、道路・堤防・鉄道線路・山脈・河川など、線となるもので分け、飛び地は解消する。

本規定は、郷の管轄域を決める慣習として、いくつかの具体例をあげている。したがって、管轄域を決める慣習は必ずしも一種に限定されていないことがわかる。慣習のうち、特に注意したいのは「派捐」である。史料5の第35条から、1934年当時に田畠に課される捐は、制度的には田畠捐のみとなっていたと推測されるから、ここにいう「派捐」の「捐」とは田畠捐を指すことになる。そして史料5と考え併せるなら、田畠捐の問題が、郷の財政・管轄域という、地方自治の根幹と密接に関連していることが判明しよう。

以上、広東省の場合、ある郷の管轄域を区切る基準としては、当該郷が「圃料」を課す範囲だけでなく、田畠捐を課す範囲等々、複数の歴史的慣習のなかのいずれかが基準とされており、画一的基準が設定されたわけではない。その意味で、きわめて便宜的な規定にもとづく政策の実施といえる。また、画定されたある郷の管轄域についていえば、該郷が管轄域内の土地に対して全面的な支配を行うわけではない。少なくとも所有権や耕作権とは無関係である。その意味では、管轄域の土地に対する一面的な支配にすぎない。この点は、同じく「村の土地」といっても、近世日本のそれとは異なっている。

おわりに

以上、本稿で見てきた境界画定の問題については、〈地方自治制の導入決定 → 区、郷・鎮、里という行政体系の整理 → 区、郷・鎮における公所設置 → 公所運営のための財源確保の必要〉と〈近代的土地区画整理事業の導入決定 → そのための土地調査・整理の必要 → 郷レベルにおける境界画定（「村切り」）の必要〉という2つの流れのなかで考える必要がある。その場合、この2つの流れが、①中国の各地域史における内在的展開の結果をふまえて採用された政策か、それとも、②たんに近代国民国家の制度の模倣の結果として採択された政策かという問題は、突き詰めて考えていく必要があろう。かりに政策決定者が、

郷レベルにおける管轄域画定の必要性を、外国のモノマネのために決定し、そのうえで、③境界線で区切ることを農村に強制したとすれば、農村の慣習のなかから、これに合致する慣習を無理やり探し出すであろうし、農村側もこれに合致する慣習を引き合いにだすことになろう。

華北の場合、法令は制定されたが、旗田氏によれば、県政府には実施するつもりがなく、また農村側にも境界線で区切る慣習はなかった。これは②になろうか。広東の場合、上記の①であるか、②→③であるかは現時点では未詳だが、省から県に至る政府には実施するつもりがあり、また農村側にも、たとえそれが本来的には郷の管轄域を想定したものではなかったとしても、境界線で区切る慣習が存在していた。この点が、華北と異なり、広東で郷の管轄域がともかくも画定されていった要因といえよう。

参考文献

- 片山剛 1996 「清末・民国期、珠江デルタ順徳県の集落と「村」の領域：旧中国村落の再検討へ向けて」、『東洋文化』第 76 号、1996 年 1 月、pp. 163-199.
- 片山剛 2006 「1930 年代広東省の「田畠調査冊」の性格と作製経緯」『近代東アジア土地調査事業研究ニュースレター』第 1 号、2006 年 3 月。
- 旗田巍 1973 『中国村落と共同体理論』岩波書店、304p.

《史料篇》

史料 1：「修正広東省土地編号申報調査辦法」第 3 条（「広東省土地測丈及登記」、『地政月刊』第 2 卷第 9 期、1934 年 9 月、pp. 2010. 所収）

鄉鎮公所之^(ママ)測量隊到達該鄉鎮工作時，應會同測量隊長，照劃定自治區域，樹立鄉、鎮、段各界線標誌。倘該界線太凌亂時，得會同各該關係鄉、鎮長，設法劃定之。至新劃之界址，應以道路、溝渠、河川、分水線及其他足為界線之標準者而定。

* 「之」では意味が通らない。「于」あるいは「於」の誤植と思われる。

史料 2：民国 23（1934）年 5 月 26 日付、高要県の県長馬炳乾から第八区公所の区長黃有年宛の訓令「令第八区公所秉公調處白藤岡鄉與金溪鄉互爭田畠區域文」（『高要県政公報』第 10 期、民国 23（1934）年 6 月 1 日発行、財政 pp. 80-81）。

注：●は「米」+「ト」に見える。「佃」の意味か。

高要縣政府訓令財字第一九三零號

令第八區公所區長黃有年為令飭事。

2-①現據該區白藤岡鄉鄉長謝鉅華等呈稱：「為調查田畠將告完竣，鄰村越界突出遏阻，懇請迅予嚴令制止，以清權限而重要政事。竊第八區地域原分中、東、西、金溪、清平五約，屬鄉向來隸于清平約。由前年舉辦自治，因里數關係，改稱為鄉，經奉核准，并設

所辦事，已兩年於茲矣。本年奉令調查田畝限日推行，當即遵飭劃段插簽，分頭造報，工作業有九人。不料突有鄰近金溪鄉轄內一甲黃志甫、二甲黃滿泉、三甲黃伯琅等，忽將屬鄉管有各田塘，悉數另插新簽，強迫屬鄉各業主親到該各甲填報，不許屬鄉自行辦理，殊出情理之外。查屬鄉與一甲、二甲、三甲，昔不同約，今不同鄉，相距復四、五里之遙，各疆各土界限天然。離鄉之東北西^(ママ)【「西」の字は不要か】兩隅有田六百餘畝，係與一、二兩甲毗連。西南兩隅亦有田六百餘畝，係屬^(ママ)【「屬」の字は不要か】與二、三兩甲毗連。第僅屬毗連而已。彼此雖有少數田畝混入界內，一、二、三各甲自應只將己田填報，何得越俎代庖。而屬鄉四邊之田，總計一千二百餘畝，數百年來均屬自置自耕，自戶自稅，業非一二三甲之業，主非一二三甲之主，●非一二三甲之●。既已渺不相關，乃竟橫加干涉。此種謬舉，不知是何居心理。合據實陳明，懇請迅予嚴令制止，以清權限而重要政，實爲公便」等情。

2-②據此當經指令呈悉。查此次調查田畝，界限區域，自應遵照廣東民政廳令行取銷插簽飛地案辦理。凡屬各鄉田畝，其經界當以天然形勢爲界限，劃分即歸管轄之鄉調查編報，以正經界而符法令。無論從前劃定有案無案，耕田、業戶居住何鄉，得以一律取銷，不得多生枝節阻礙進行。且彼鄉人士日後或有搬居於此鄉，而此鄉人士將來或可遷住于彼鄉，目前雖不同鄉，仍同區域，何必斤斤較量，徒事爭執。務期放開眼界，化除鄉見，大眾讓步，同屬辦公，何分畛域。所呈各節，仍候令飭第八區公所召集雙方，秉公調處，妥辦具報。仰併遵照此令在詞。合行令仰該區長即便遵照指飭各節，召集雙方，秉公妥辦具復。此令。

中華民國二十三年五月二十六日

縣長馬炳乾

史料3：「奉民政廳令發吳視察呈覆勘明高要第八區騰江（=白藤岡）・金溪兩鄉爭界案原呈一件連同圖說飭即遵照辦理等因抄發原附各件転飭遵辦具報文」『高要縣政公報』第16期、民國23（1934）年12月1日發行，自治pp. 125-129.

注：「壘◆」の◆は「土」+「歩」。★は「土」+「卷」-「己」+「土」。

3-①爲呈復事。案奉鈞長第三零二七號訓令開，『現據高要縣縣長馬炳乾呈報，「該縣第八區騰江、金溪兩鄉，因鄉界問題，發生爭執情形，連同碑記二張暨雙方供詞及地圖各一紙，繳請派員勘明劃分。」等情前來。查該鄉第八區騰江、金溪兩鄉，歷史上、地勢上及經濟上之關係究竟如何，其界線應如何劃分，亟應派員查明辦理。據呈前情，除指復外，合將原呈抄錄，連同原繳碑記地圖等件令發，仰該員即便遵照前赴查勘明確，另繪詳圖，擬議呈復，以憑核辦。毋稍循延。此令。等因。計抄發原呈一件、碑記二張、供詞及地圖各一紙，辦畢仍繳。』奉此遵于本月八日前赴高要縣，會同縣政府自治科員陳廉浦、第八區公所區長黃有年、金溪鄉代表數人，前赴騰江鄉。由鄉長謝鉅華延至謝氏宗祠，將乾隆年間楊令石碑、木刻謝氏族譜及納糧收據等件交職檢閱，並由雙方陳述爭界地點及理由後，隨即巡行雙方所爭執之一帶地方，詳爲查勘。謹將勘明情形、雙方所持理由與及擬議辦法，爲鈞長陳之。

3-②據金溪鄉人稱：其先祖于元朝時代，與清平鄉人共築金東圍，將圍內之圍基、田地劃分十

甲（即十份）。一、二、三、四、五、六甲屬金溪鄉，七、八、九、十甲屬清平鄉所有。各甲內之涌源、壘◆、寄庄谷等，歸各該甲收益，以爲酬報建築圍基所費勞力及日後修築圍基之用，繪就圍圖，劃分疆界。行之數百年，向安無異。當時騰江（一名白騰岡，又一名白騰江）尙未立村。現該村所在地及村外周圍之涌源、壘◆、禾田皆屬金溪鄉地方。今騰江雖已成鄉充其量，亦祇應以屋宇所在地爲鄉界，屋宇以外屬金溪鄉鄉界，等語。

- 3-③查所稱金溪鄉與騰江鄉歷史方面關係，與金東圍分甲擔任義務及享受權利各節，係屬實情。其主張以騰江鄉屋宇所在地爲鄉界一節，不無理由（金東圍圍圖，經職檢閱，茲並影呈鑒核）。
- 3-④至騰江鄉鄉人，則以爲應以「村旁東邊土名豬★墩，村旁西邊土名朱氏塘，村旁南邊土名藕塘壘，村旁北邊土名新竇涌」爲鄉界。有前清乾隆年間高要縣楊令所泐石碑爲據等語。
- 3-⑤職細核原碑，覺其中滋人疑竇之點不少。如其起句曰「爲乞施洪恩給示勒石事」云云。查詞句係上行語氣。縣令對於人民告示，似不至有此錯誤。可疑者一（查「乞施洪恩」四字，雖已殘缺不完然字跡，尙在一望畢露。全碑文字，均尙完全。獨此四字，如經斧鑿然，更滋疑惑）。碑文內有云「蟻村庄壘◆坐在一甲，煙冊可據」云云。但現在所爭者俱在二甲內，莫明所以。可疑者二。該碑文內絕無重心，漫無對象，就人方面言，忽曰謝文德、鄧佐孔等及黃秋等。忽又曰陸品剛，再曰謝文德等，或祇曰謝文德。就地方言，忽曰其界在一甲，忽又曰在別甲，忽又謂新壘◆，或新壘，忽又曰四圍村旁爲界。漫無標準。可疑者三。此外文字令人生疑之處尙多。金溪鄉指騰江鄉僞造該碑，以作爭鄉界及各種權利之張本。此節似有研究之價值。至前任高要縣長葉毅夫判決，金利（溪）二甲與白騰岡，因抽收基圍款項，互相涉訟一案，亦係以楊令石碑作根據。當時金利二甲不服，呈奉本廳飭縣再行查明辦理。至今懸案未決。是該碑似難遽據爲確證。即該鄉界似未便照騰江鄉所指之地爲定準。此就歷史上言也。
- 3-⑥查騰江鄉位於金東圍之中央而略偏北，四面環水，係謝、陸、鄧、朱等姓人所居住。據謝姓族譜稱：其始祖于「明正德年間由水坑鄉初遷居三水謝遷村，轉遷居騰江」。現在全鄉人口共六百六十五人多，以農爲業。夫以人口達六百之鄉村，若僅得「屋宇所在地」爲鄉界，而毫無迴旋餘地，于自衛方面，不無所妨。此就地勢上言也。
- 3-⑦至就經濟上論，騰江鄉附近之涌源、壘◆等收益，向爲金溪鄉所享有。但騰江田畝，四圍得水，種植適宜。故農人所獲，素不後人。
- 3-⑧綜核上開各種情形，擬訂一折衷辦法，似宜於騰江鄉屋宇所在地之外，酌劃與較廣大之地爲鄉界。職意就天然形勢，擬于該鄉之東以壘頭塘，西北以小涌，南以塘基腳及大塘，爲騰江鄉界（如附圖）。至界內之涌源、壘◆等收益，仍照向來習慣，歸金溪鄉二甲享受。如此辦法，金溪鄉或以在騰江屋宇外，多劃地段，歸入騰江鄉界，爲失望。在騰江或嫌鄉界尙狹，且又不能打破慣例以享受涌源、壘◆權利，爲不滿意。顧職之所以如此擬議者，實有原因在也。謹按一村一鄉，爲自衛計，應于住宅外，予以相當之用地。況屬農村，如引水堆肥及關於其他種種之農事用途，更當給以必須之餘地，則騰江鄉界，自不能如金溪鄉之請求，僅以屋宇所在地爲限。至騰江所主張之界址，徵諸既往防範，將來

亦不能遽予照准。蓋〔金〕東圍原分金溪、清平兩鄉，鄉界向無爭執。騰江原屬清平鄉之一村，嗣為爭取權利起見，始脫離清平鄉，而獨立為一鄉。若因其是一鄉之故，而使其鄉界伸張太大，且轉移以別種權利，則將來金東圍內各村援以為例，皆謀改村為鄉，糾紛益甚。在政府固難于處理，即鄉與鄉之間，因地界問題發生惡感，于推行自治前途，亦恐多滋窒礙。基此原因，故謹擬上列折衷辦法，以期息事寧人焉。奉令前因，謹將勘明高要騰江、金溪兩鄉爭界情形，並擬議辦法連同圖說，呈復鑒核。謹呈廣東省政府民政廳廳長林

計 開

繳呈抄發原呈一件、碑記二張、供詞及地圖各一紙。

影呈高要縣金東圍圖一張。

繪呈高要第八區騰江、金溪兩鄉鄉界圖說一紙。

史料 4：民国 36（1947）年序『高要縣志初編』卷 11，團款，p. 576.

吾縣之圍皆民隄，一切民自治之。平時之歲修、遇險之搶救、決口之修復，凡有工費，皆於田畝取給焉。命曰團料*。團料徵收之法，或按稅起科，或抽取田禾，各團辦法不同，大抵由其習俗。《割注：各團故多分段管理。（中略）下南團亦以各村田畝之多寡，分管基段之長短。歲修由各任之。搶險須共同奔赴，工食仍歸各村自理。防汛器材則由全團統籌。}

*高要縣では、景福團以外は團料がある。景福團は高要縣城という都市の堤防で、團料以外からの収入があるので、團料がないという。

史料 5：「廣東財政廳畫一各縣屬鄉鎮田畝捐征收章程」（『廣東財政廳清理田賦方案』第一冊，民国 19 年＝1930 年 8 月再版，pp. 33-37），民国 19 年＝1930 年 2 月ごろ制定。

第 9 條：徵收田畝捐，應以田畝屬於何鄉、鎮者為準，不以佃戶或業主、典主為準。例如田畝在甲鄉、鎮界內，而業主典主或佃戶在乙鄉鎮，則其捐應歸甲鄉徵收。反之，田畝在乙鄉、鎮界內，而佃戶或業主、典主在甲鄉、鎮，則其捐應歸乙鄉，是也。

第 29 條：田畝捐之用途分為左列各項。（甲）農業費十分之三（如購置水機以備旱災，建築圍基以防水災，……）。（乙）公安費十分之三。（丙）教育費十分之二。（丁）其他自治事務十分之二。（戊）乙、丙、丁三項用途有餘存時，應一切留為改良農業預備金。

第 35 條：自田畝捐實行徵收後，所有從前各鄉對於田畝無論以如何名目捐收，或對於殷戶抽捐，對於丁口抽捐者，均應取銷之。

第 36 條：各鄉、鎮徵收田畝捐，得自設所徵收，不歸縣徵糧處附收。

史料 6：（省略）